

令和8年度

弘前市持続可能な農業経営 確立事業費補助金

市では、農業者団体、認定農業者及び認定新規就農者が行う**農業経営の改善・発展及び高度化**に向けた事業を支援します。



補助対象事業	事業内容	補助対象者
1 研修会等事業	<ul style="list-style-type: none">経営力向上を目的とした研修（青色申告・労務管理・法人化等）への参加先進事例視察等の研修会の実施 など	・構成員のうち、補助事業に参加する市内農業者等が5戸以上の団体
2 経営高度化事業	<ul style="list-style-type: none">簿記等営農支援ソフトの導入土壌診断の実施 など	・市内に住所または事務所を有する認定農業者・認定新規就農者
3 求人情報発信事業	<ul style="list-style-type: none">Webサイト等への求人情報の掲載移住・就農イベントへの出展 など	
4 販路開拓事業	自ら生産した農産物及びその加工品に関する <ul style="list-style-type: none">県内外販売イベントへの新規出展ECサイト等の新規開発・構築 など	・構成員のうち、補助事業に参加する市内農業者等が3戸以上かつ新規就農者が3分の2以上である団体

補助金額

各上限

10 万円

補助率

補助対象経費の

1/2 ※ 以内

補助対象経費

謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、手数料など

※ ①研修会等事業の参加者の過半が市の健診等を受診する場合 **2/3** 以内

問合せ先

弘前市農林部農政課担い手育成係

（電話番号）0172-40-0767

（E-mail）nousei@city.hirosaki.lg.jp

詳しくはこちら
（弘前市HP）

